

業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

福島 12 市町村における大学生等の関係人口コミュニティ及びネットワーク形成支援事業

2. 事業全体の目的及び概要

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から 13 年が経過したが、特に甚大な被害を受けた福島県内 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村：以下、「12 市町村」という。）では、未だ帰還していない事業者や住民が存在し、震災前の活力を取り戻せていない。

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「機構」という。）としては、12 市町村の復興を加速化させるためには、事業再開及び帰還促進と並行して、将来的な起業や移住・定住を視野に、主に首都圏を中心に関係人口を拡大していくことが重要であると考え、社会人や大学生等の様々なレイヤーをターゲットとした関係人口の拡大に向けた取組みを実施してきている。

機構は、大学生、高等専門学校生や専門学校生等（以下、「大学生等」という。）を対象とした取組みとして、大学生観光まちづくりコンテストにおける「福島復興ステージ」の設置や地元事業者の下での就業体験プログラムの実施への協力等を行ってきているが、大学生等の 12 市町村との関わりがゼミ活動や就職活動の一環に止まり、継続的に関わりを維持・深化できているケースが少ないと見られるところが課題であると認識している。

そこで、本事業は、多様な気付きや学びから自己研磨・成長を望んでいる大学生等が、自身の将来のキャリア形成、居場所、役割等に向き合うために、「12 市町村」を「共通言語」としたコミュニティを形成し、更に大学生等と地域キーパーソンとの関係性の継続的発展に資するネットワークを形成しながら、大学生等にとって 12 市町村が特別な意味を持つ「サードプレイス」となり、関係人口化していくための企画の立案及び実施を行うとともに、大学生等が 12 市町村と更に深く継続的に関われる仕組みを構築する上で大学生等に必要な伴走支援を行うことを目的として実施する。

3. 業務内容

受託者は、現在及び将来における自身のキャリアや居場所、役割等に向き合った時に、自分一人では停滞してしまう思考性や行動性を有する大学生等が、地域のキーパーソンや同世代の仲間と共通のテーマに向き合うことを通じて自己の行動変容に繋げるとともに、12 市町村を自分にとって特別な意味を持つ「サードプレイス」としながら、12 市町村に継続的に関わっていくための母集団としてのコミュニティを形成させるため、次の（１）から（６）を実施する。

なお、受託者の創意工夫により各実施項目の更なる成果を見込める場合、委託者と協議の上で異なる内容を実施することも可とする。

（１）キーパーソン等の発掘・選定業務

受託者は、本事業の実施を通じて大学生等に多様な気付きや学びを与えられるとともに、大

学生等と共に自身が抱える課題解決や新規取組へのチャレンジを志向する人物や団体（以下、「キーパーソン等」という。）を発掘し、選定する。

ア 実施内容

12 市町村においてキーパーソン等の候補と思われる人物や団体に対し、その活動の現状、課題、今後の展望等をヒアリングした上で、大学生等を関係人口化させるにあたり大学生等の「関わりしろ」を持ち合わせていると考えられる人物や団体を発掘し、キーパーソン等として選定する。

その際、キーパーソン等は、次に掲げる a. 及び b. の双方の要件を満たしつつ、可能な限り c. 及び d. の双方又は片方を満たすこととし、その選定に当たっては、委託者と十分に協議を行うこととする。

- a. 大学生等の関係人口化に前向きであること
- b. 大学生等と共に課題解決、新規取組や新価値創生への挑戦に前向きであること
- c. 大学生等を通じて首都圏と関わり、自身の取組の発展・深化を志していること
- d. 団体にあっては、担当者が大学生等と近い世代であること

イ KPI

発掘・選定するキーパーソン等：5 者程度

(2) 参加者の募集・選定業務

受託者は、本事業への参加を通じて自身の成長につなげるとともに 12 市町村に継続的に関わる「関係人口」となり得る大学生等を募集し、本事業の参加者として選定する。

ア 実施内容

受託者は、首都圏等在住の大学生等や大学生等が所属するサークル等に向けて、東日本大震災から 13 年にあって復興に向けて邁進している 12 市町村の「今」を発信し、12 市町村が多様な生き方（キャリア）と出会い自己実現やキャリア形成の一助となるフィールドであるとの関心を促した上で、上記（1）で選定したキーパーソン等の「関わりしろ」や下記（3）のプログラムの趣旨等を的確に伝えながら、本事業の参加者を募集した上で、選定する。

その際、参加者は、次に掲げる a. から d. の要件の全てを満たすこととし、その選定に当たっては、委託者と十分に協議を行うこととする。なお、機構の特別協力の下で「福島復興ステージ」を設置した大学生観光まちづくりコンテストや、12 市町村等が主催するフィールドツアー、12 市町村内におけるインターン等に参加したことがある大学生等が参加を希望する場合には、それを考慮した上で最終的に参加者を選定することとする。

- a. 地域との関わりに関心があり、前向きであること
- b. 多様な気付きや学びから自己研磨・成長を望んでいること
- c. 将来のキャリア形成、居場所、役割等を見出すことに真摯に向き合っていること
- d. 同世代とのコミュニティやキーパーソン等とのネットワーク形成を望んでいること

イ KPI

参加する大学生等の人数：約 20 名以上

(3) アクションプラン立案・実行を通じた関係人口コミュニティ創出のための企画・運営

受託者は、「12 市町村」を「共通言語」とした大学生等のコミュニティの形成、並びに学生等と地域のキーパーソン等との関係性の継続的発展のためのネットワークの形成に向け、参加者がキーパーソン等の課題解決のために自ら取組むアクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）を立案・実行するよう支援することとし、具体的には主に次の①から③を行う。

その際、一連のプロセスにおいて、参加者の成長や 12 市町村との関係人口の促進を念頭に参加者に対して多様な経験の場を提供するよう心掛けるとともに、メンタリングやコーチング等の必要な伴走支援を行う。

① アクションプラン立案支援・メンタリング支援業務

ア 実施内容

受託者は、参加者がキーパーソン等の抱える課題や将来の展望に真摯に向き合いながら、キーパーソン等の課題解決に効果的であるとともに、参加者が自ら実行可能であり、かつ一過性の取組みとならず継続的に実行可能なアクションプランを立案するよう、次の支援を行う。

- ・参加者が、アクションプランの立案に当たって、キーパーソン等と良好な関係性を構築できるようファシリテートする等、十分な伴走支援を行う。また、キーパーソン等からも適時適切にキーパーソン等が抱える課題や情報を参加者にインプットしてもらえるような機会を設定する。
- ・参加者が考案したアクションプラン（案）がキーパーソン等にとっても受入可能なものとなるように参加者とキーパーソン等でコミュニケーションを図れるよう、十分な伴走支援を行う。
- ・参加者がアクションプランを検討するに当たり、キーパーソン等の課題やテーマごとにグループを設置し、各グループにゴールを設定させた上で、アクションプランの立案に向けた検討のプロセスを可視化するよう、十分な伴走支援を行う。
- ・参加者がアクションプランの検討を通じ、気付きを伸ばし、プランを質的に向上させ、実行にコミットできつつ、自己の将来的成長に繋がるよう、親身なメンタリング支援を行う。その際、アクションプランがキーパーソン等にとっても有益なものとなるよう参加者を導くことに配慮したコーチングを含むものとする。

イ KPI

参加者が取り組むテーマ：キーパーソン等の課題に相当する数

アクションプランの立案：キーパーソン等の課題に相当する数

② アクションプラン実行支援業務

ア 実施内容

受託者は、参加者が各グループで立案したアクションプランに基づき、各グループのメンバーが主体となりながら、当該アクションプランを試行的に実行する機会を創出するよう支援する。(例えば、イベントの開催やキーパーソン等が未着手の取組みの実行等を想定。)

その際、各グループのメンバーにとって自己満足的な取組みとならず、キーパーソン等と連携した充実した取組みとなるよう支援することとする。

イ KPI

アクションプランの実行：上記①で立案したアクションプランの数

③ コミュニティ形成・運営支援業務

ア 実施内容

受託者は、参加者が上記①及び②の活動を通じて「コミュニティ」を形成できるよう、定期的に参加者を集めたミーティング、ワークショップ、12市町村内でのフィールドワーク等を実施することとし、欠席者に対する適時適切なフォローアップを行うこととする。

また、参加者が「コミュニティ」を通じて他の参加者との関係性を深化・強化させることができるよう、SNS等を活用したコミュニケーションの充実を促しつつ、オンラインコミュニティの構築を支援するとともに、受託者からもオンラインコミュニティを通じて12市町村に関わる情報を発信し、更にキーパーソン等や参加者からも自発的かつ積極的にコミュニティ参加者にとって有益な情報を発信するよう促すこととする。

イ KPI

- ・参加者を対象としたミーティングやワークショップ：月1回程度(最低6回以上)
- ・12市町村内フィールドワーク：1回以上(宿泊を伴うものとし、延べ2泊以上)
- ・受託者又はキーパーソン等からオンラインを通じた情報発信・共有：週1回程度

(4) フォローアップ業務

受託者は、参加者が上記(3)の取組みの実行で終わるのではなく、その実行を通じて得られた成功体験や自己の成長を見つめながら、今後の自分のありたい姿や形成していきたいキャリアへの気づきを内省するとともに、12市町村との関わりが発展的に継続していくことに繋がる機会を与えることとする。

ア 実施内容

- ・受託者は、上記(3)で支援する取組みが全て終了した後、参加者が上記(3)の全ての課程を通じて行った活動についてキーパーソン等の地域関係者に対して報告を行う機会を設けるとともに、参加者やキーパーソン等が参加者の活動について振り返りを行う機会を設けることとする。
- ・参加者が、各グループで立案したアクションプランを深化・発展させながら継続的に地域に関わるとともに、更なる「関わりしろ」を見出せるよう、参加者に向けた情報提供(人脈、他地域での先行事例等)を行うとともに、首都圏在住者や企業などとのマッチングを

行う。

イ KPI

活動報告会の実施回数：1回

深化・発展させるアクションプラン数：1件以上

(5) 本事業の結果の整理

受託者は、上記(1)～(4)の結果を整理した上で、「12市町村」を「共通言語」としたコミュニティやネットワークの創出がもたらした参加者のキャリア形成への影響、参加者とキーパーソン等の双方にとって、このネットワークの持つ力や12市町村が参加者にとっての「サードプレイス」となっているかを分析するとともに、12市町村の関係人口化への寄与を検証する。

(6) 事業報告

受託者は、上記(5)をとりまとめた後、可及的速やかに本事業に関する報告会を実施する。開催時期等は以下の通り。

ア 時期：本事業の業務が終了次第

イ 場所：福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル 会議室

※対面での実施を原則とする。新型コロナウイルス感染症の影響等によっては、オンライン開催も可能とする。

ウ 参加者：受託者及び委託者

4. 進捗報告

(1) 定例報告

受託者は、定期的に委託者と打合せを実施し、本事業の進捗を報告する。打合せの日程及び場所並びに方法は、双方協議の上決定するものとする。

(2) 随時報告

受託者は、定例報告の他、委託者からの求めに応じて、本事業の進捗状況を別途報告する。

5. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

6. 締結後の提出書類・納入物

(1) 業務報告書(電子媒体)

(2) その他委託者が必要と認める書類

7. 委託業務の基本方針

(1) すべての業務を実施するにあたり、委託者と十分に協議すること。

- (2) 本事業に有益と思われる起業支援事業や支援機関等の現状把握を十分に行った上で、本事業内容の提案を行うこと。
- (3) 本事業と相乗効果の期待される既存の事業（委託者のほか福島県、12市町村の自治体及びその他関係機関の実施する事業）と連携・調整を実施すること。
- (4) 機密の保持
- 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。ただし、上記（3）で連携・調整している事業間での提供は可能とする。
- (5) 第三者の権利侵害
- 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、委託者は係る紛争等の事実を知った時には、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (6) 再委託の制限
- 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (7) 疑義に関する協議等
- 疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部については、担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

以上